

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。  
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法」に関する記述である。

第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を（ A ）、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は（ B ）における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ （ C ）

ロ 数理債務の額

ハ 数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額

ニ （ A ）、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額又は（ B ）における最低積立基準額

二 次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法（分割時積立金の額が本号イの算定に用いる前号に掲げる額を（ D ）場合に限る。）

イ 前号に掲げるいずれかの額のうち（ E ）に係る部分の額（分割時積立金の額が前号に掲げるいずれかの額のうち（ E ）に係る部分の額の合計額を下回る場合にあっては、当該分割時積立金の額を当該前号に掲げるいずれかの額のうち（ E ）に係る部分の額に応じて按分して得た額）

ロ 分割時積立金の額からイに掲げる額の合計額を控除した額につき、本号イの算定に用いる前号に掲げる額のうち（ F ）（ ※ ）に係る部分の額に応じて按分して得た額

三 （ G ）しないよう分割時積立金の額を定める方法（（ H ）の場合において、分割により（ G ）することが見込まれる場合に限る。）

（以下略）

※ 原文の（ ）内の表記を省略している。

【選択肢】

(ア) 受給者	(イ) 受給者等	(ウ) 待期者	(エ) 待期者等
(オ) 加入者	(カ) 加入者等	(キ) 受給権者	(ク) 受給権者等
(ケ) 掛金が増加	(コ) 掛金が減少	(サ) 積立割合が増加	(シ) 積立割合が減少
(ス) 上回る	(セ) 下回る	(ソ) 増加させる	(タ) 減少させる
(フ) 分割日	(ツ) 分割日の前日	(テ) 分割日前一年以内のいずれかの日	
(ト) 分割日前一年六月以内のいずれかの日		(チ) 直近の財政検証の計算基準日	
(ニ) 分割日が属する事業年度の前事業年度の末日	(ク) 分割日が属する事業年度のいずれかの日		
(ネ) 分割日が属する月の前月の末日	(リ) 加入者の給与に類するもの		
(ハ) 加入者の数	(ヒ) 責任準備金の額	(フ) 通常予測給付額の現価	
(ヘ) 受託保証型確定給付企業年金	(ホ) 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金		
(マ) リスク分担型企業年金			
(ミ) リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金			

設問2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「積立不足に伴い 抛出すべき掛金の額」に関する記述である。

第五十八条 法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次条第一項前段の規定により（ A ）の掛金の額に追加して抛出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額（法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として（ B ）の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額（当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。）とする。以下この条及び第六十二条において同じ。）に対する比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）の区分に応じて同表の下欄に定める額

（表略）

二（略）

2 前項の規定は、次条第一項前段の規定により（ C ）の掛金の額に追加して抛出する場合について準用する。この場合において、前項中「（ A ）」とあるのは「（ C ）」と、「積立金の額」とあるのは「積立金の額から（ D ）における最低積立基準額の見込額から（ E ）の最低積立基準額を控除した額を控除した額に（ A ）における（ F ）を加算した額（（ G ）ことが見込まれる場合にあっては（ H ）を控除した額）」と、「この項及び次条」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

（以下略）

【選択肢】

(ア) 当年度	(イ) 翌年度	(ウ) 翌々年度	(エ) 前年度
(カ) 当年度の翌年度	(ク) 当年度の翌々年度	(キ) 当該事業年度	(ク) 翌事業年度
(ケ) 翌々事業年度	(コ) 前事業年度	(ク) 当該事業年度の翌事業年度	
(シ) 当該事業年度の翌々事業年度		(ス) 通常予測給付現価	(セ) 数理債務
(リ) 責任準備金	(リ) 最低積立基準額	(フ) 標準掛金	(ツ) 積立金の額
(ニ) 積立金の増加見込額	(ホ) 積立金の減少見込額	(ト) 掛金の額	(チ) 掛金の減少見込額
(ヒ) 掛金の減少見込額	(ニ) 給付の額	(リ) 給付の増加見込額	(ハ) 給付の減少見込額
(ヘ) 積立金の額が増加する		(ロ) 積立金の額が減少する	
(ハ) 掛金の額が増加する	(ホ) 掛金の額が減少する	(マ) 給付の額が増加する	(ニ) 給付の額が減少する

設問3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」に規定する「モデルのガバナンス」に関する記載の一部である。

28. モデルのガバナンス

(略)

- ① モデルのリスクが ( A )、評価され、また、モデルのリスクを軽減するための適切な措置(例えば、モデルの適切な検証、( B )、及び、手続きのコントロール)が講じられていると、会員が十分判断できる。
- ② モデルの適切な検証が実施されていると、会員が十分判断できる。検証には次の評価が含まれる。
  - a. モデルが、( C )に合理的に適合している。会員が検討する項目には、該当する場合、次が含まれる。
    - ・モデルが必要とするデータ及びインプットの入手可能性、精度、及び、品質
    - ・関係の適切さ
    - ・モデルの( D ) (期待される値周辺の適切な範囲で、結果が生成される。)
  - b. モデルが仕様を満たしている。
  - c. モデルの結果の全体又は一部について、再現され得る、または、差分について説明され得る。モデルの検証は、( E )が行う。ただし、それによってモデルのリスクに釣り合わない負担が生じる場合はこの限りではない。
- ③ 会員は、モデルを使用するための適切な条件を理解している。これには、次が含まれる。
  - a. モデルの( F )
  - b. モデルを適用できる状況
  - c. モデルのインプットが供給される方法
  - d. モデルの結果の利用方法会員は、( F )、不確実性、及び、これらから想定される幅広い影響を報告書に開示する。
- ④ (略)
- ⑤ モデルが適切なコントロールのもとにあると、会員が十分判断できる。これは、通常、次の変更に関するコントロールの手続きを含む。
  - a. モデルへの無許可の変更を防止する。
  - b. モデルの変更とモデルへの重要な影響を( B )する。
  - c. 変更を元に戻すことを可能とする。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 分析	(イ) 計算	(ウ) 測定	(エ) 特定
(オ) 文書化	(カ) 確認	(キ) 報告	(ク) 吟味
(ク) 仮定	(コ) 目的	(ケ) 最善の見積り	(シ) 将来の見通し
(ス) 能力	(セ) 再生性	(ソ) 閾値	(タ) 信頼性
(フ) 整合性	(ツ) 制約	(テ) 誤差の程度	(ト) 限界
(ナ) 専門家	(ニ) モデル開発に関わっていない者		(ヌ) 依頼主
(ネ) 計算を実施した者			

設問4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「ポイント制における予想ポイントとポイント単価の予想」に関する記述である。

### 3.5 ポイント制における予想ポイントとポイント単価の予想

日本において普及しているポイント制では、通常、定期的に付与されるポイントを累計したものに、退職時のポイント単価を乗じて得た金額をベースに給付額が規定される。ポイント制を適格DB制度において実施しようとする場合には、適格DB制度以外の規程（例えば、退職金規程）で「ポイント×ポイント単価」を特別な給与と定義し、適格DB制度としては当該特別な給与を対象給与とする累積給与制度の形を取ることが多い。ポイント単価の変更は、適格DB制度における制度運営上の取扱いとしては、制度変更にあたるのが通例である。

適用指針第28項では、「予想昇給率等には、勤務期間や職能資格制度に基づく「ポイント」により算定する場合が含まれる。」とされている。

会計基準第12項では、「「（ A ）」とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち（ B ）を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識（ A ）」という。」とされている。

ポイント単価の変更は、会計基準第12項が該当するものとして処理することが考えられるが、例えば、ポイント単価が何らかの指数等に連動して改定されることについて取り決めがある場合や、何らかの理由でポイント単価の改定が推定される場合には、計算基礎としてポイント単価の予想を用いることによって、これを退職給付債務の計算に織り込み、実際のポイント単価の変更との違いの影響は（ C ）とする方法が考えられる。

ポイント制に関する計算基礎としては、予想ポイント、及び、ポイント単価の予想がある。

- 予想ポイント：  
（ D ）や（ E ）に応じてポイントが付与されることが多い。適用対象者のポイントのデータを基に年齢別の指数を推定することで、予想ポイントを推定する数理的な方法がある。ポイント体系の変更等により、適用対象者のポイントのデータを用いることが適当ではない場合は、ポイント体系の変更内容や昇格モデルなど、十分な情報収集を行った上で予想ポイントを設定する。
- ポイント単価の予想：  
ポイント単価の予想を用いる場合は、ポイント単価の改定に関する取扱いの実態や、（ F ）や（ G ）との関連性等から合理的に将来のポイント単価の改定を予想する。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 退職給付債務	(イ) 前払年金費用	(ロ) 年金資産	(エ) 退職給付信託
(カ) 退職給付に係る負債	(ク) 退職給付に係る資産	(キ) 数理計算上の差異	(ケ) 過去勤務費用
(ク) 会計基準変更時差異	(コ) 退職給付に係る調整累計額	(サ) 退職給付費用	
(シ) 販売費および一般管理費	(ス) 当期純利益	(セ) その他の包括利益	
(リ) 退職給付に係る調整額	(タ) 過去勤務費用の費用処理額		
(チ) 数理計算上の差異の費用処理額	(ツ) 会計基準変更時差異の費用処理額		
(テ) 勤務期間の増加	(ト) 昇格	(ナ) 経験の蓄積	(ニ) ベースアップ
(ヌ) 年齢や経験年数との相関	(ネ) 労働の提供	(ノ) 支払い見込み期間	
(ハ) インフレーション	(ヒ) 市場の期待	(フ) 雇用主への貢献	(ヘ) 経済環境の変化
(ホ) 他の人口統計的な計算基礎との整合性	(マ) 生産性の向上の見込み		
(ミ) 他の金融経済的な計算基礎との整合性			

設問5. 次は、「確定拠出年金法施行令」に定める「企業型年金加入者掛金」にかかる規定および「確定拠出年金法施行規則」に定める「企業型年金加入者掛金の額の変更の例外」に関する記述である。

令第六条

(略)

- 四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
  - ロ 企業型年金加入者掛金について、( A ) することができないものであること。
  - ハ 企業型年金加入者掛金の額は、( B ) の額が引き下げられることにより当該( B ) の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該( B ) の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する( C ) につき( D ) に限り変更することができるものであること。
  - ニ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が( E ) によって不当に制約されるものでないこと。

(以下略)

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

則第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 各企業型年金加入者に係る( B ) の額が引き上げられることにより、当該( B ) の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する( F ) を超えることとなる場合において、当該合計額が当該( F ) を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合
- 二 企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の( G ) が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の( G ) による額に変更する場合
- 三 企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合
- 四 企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合
- 五 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合

(以下略)



【選択肢】

(ア) 分割払	(イ) 一括払	(ウ) 前納	(エ) 前納及び追納
(カ) 事業主掛金	(ク) 負担掛金	(キ) 事業主費用	
(ク) 事業主負担掛金相当額		(ケ) 企業型掛金拠出単位期間	
(コ) 企業型年金事業年度	(サ) 事業年度	(シ) 企業会計年度	(ス) 一回
(セ) 二回	(ソ) 三回	(タ) 四回	(チ) 企業
(ツ) 事業主	(テ) 規約	(ト) 内規	(ナ) 拠出限度額
(ニ) 拠出可能額	(ヌ) 拠出制限額	(ネ) 拠出基準額	(ノ) 決定の方法
(ハ) 算定の方法	(ヒ) 選択の方法	(フ) 提示の方法	

設問6. 次は、国民年金基金に関する記述である。

- 2019年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、( A ) となった。
- 国民年金基金の掛金の上限は、原則月額( B ) 円である。ただし、( C ) にも加入している場合は、その掛金と合わせて( B ) 円以内となる。
- 国民年金基金の掛金は( D ) の対象となる。
- 国民年金の第1号被保険者であっても、( E ) は国民年金基金に加入できない。
- 国民年金基金の掛金は予定利率( F ) で計算されている。

【選択肢】

(ア) 6万	(イ) 6万4千	(ウ) 6万8千	(エ) 7万2千
(オ) 0.75%	(カ) 1.0%	(キ) 1.25%	(ク) 1.5%
(ケ) 国民年金基金連合会	(コ) 総合型国民年金基金	(ク) 全国国民年金基金	(セ) 全日本国民年金基金
(ス) 小規模企業共済等掛金控除	(セ) 生命保険料控除	(ソ) 社会保険料控除	
(タ) 公的年金等控除	(フ) 国民年金の保険料を滞納している者		
(ツ) 国民年金の保険料を免除されている者	(ヘ) 年収1千万円超の者	(ト) 年収2千万円超の者	
(チ) 中小企業退職金共済	(ニ) 小規模企業共済	(ス) 個人型確定拠出年金	(ネ) 特定企業退職金共済

設問7. 次は、平成26年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の「賦課方式」および「積立方式」に関する記述を抜粋したものである。

(1) 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料（率）は受給者と被保険者（加入者）の（ A ）に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者（加入者）数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料（率）は上昇することとなる。

一方、賃金や（ B ）に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、（ C ）があったとしても保険料（率）は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率が小さいことから低い保険料（率）で済むものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料（率）もそれに合わせて引き上げていくこととなる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、（ D ）によって差が生じることとなる。

(2) 積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の（ E ）や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの（ F ）により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質的な利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていることから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引き上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの（ F ）の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、（ D ）により大きく異なることはない。

(以下略)

【選択肢】

(ア) バランス	(イ) 構成	(ウ) 人数比	(エ) 年齢比
(オ) 物価の上昇	(カ) ベースアップ	(キ) GDP	(ク) 消費者物価指数
(ケ) 為替変動	(コ) 株価変動	(ク) 金利変動	(シ) 経済環境の変化
(ス) 個人	(セ) 加入年齢	(ソ) 世代	(タ) 現役期間
(フ) 年齢構成	(ツ) 賃金総額	(テ) 人数	(ト) 総給付額
(ナ) 利息	(ニ) 運用収入	(ヌ) 期待運用収益	(ネ) 剰余

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第3条 会員は、業務を行うに当たって、行動規範を遵守しなければならない。

2 会員は、定款及び（ A ）規則に定められている（ A ）手続きの適用を受け、かつ、その定めに基づいて異議の申し立てをする権利を有するものであり、定款及び（ A ）規則に定める正規の手続きを経た決定又は（ A ）規則に定める（ B ）の決定に服さなければならない。

3 会員は、最新の行動規範の定めを必ず理解しておかなければならない。

【選択肢】

(ア) 懲戒	(イ) 解雇	(ウ) 諭旨	(エ) 戒告	(オ) 制裁
(カ) 代議員会	(キ) 総務委員会	(ク) 理事会	(ケ) 審査委員会	(コ) 不服審査会

問題2. 確定拠出年金に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は、確定拠出年金法に規定する「運用の方法の除外に係る同意」に関する記載である。以下の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。また、下線部分「その他厚生労働省令で定める事由」として確定拠出年金法施行規則に定められている事由を一つ簡記せよ。(確定拠出年金法施行規則に定められている事由の全てを解答する必要はない。)

確定拠出年金法第二十六条(運用の方法の除外に係る同意)

企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の( ① )の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

- 2 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から( ② )以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の( ③ )。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。
- 3 企業型運用関連運営管理機関等は、第一項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。
- 4 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を( ④ )しなければならない。

設問2. 次は、確定拠出年金法施行規則第十九条に定める「指定運用方法の選定基準」に関する記載である。以下の空欄の内容について簡記せよ。

確定拠出年金法施行規則第十九条（指定運用方法の選定基準）

法第二十三条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。
- 二 当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益（当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものをいう。）について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。
- 三 （            ）
- 四 当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第二号の見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

設問3. 確定拠出年金法第二十二条（事業主の責務）に規定されている、事業主の責務の内容について簡記せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、「国民年金法 附則」に規定する「給付水準の下限」に関する記載である。以下の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が( ① )を上回る事となるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が( ② )である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における( ③ )である同法による被保険者(次号において「( ③ )被保険者」という。)の平均的な標準報酬額(同法による標準報酬月額と( ④ )の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。))に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は( ④ )に係る再評価率(同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を( ② )として同項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における( ③ )被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 (略)

3 (略)

設問2. 2020年度における各指標が以下のとおりである場合、国民年金における新規裁定年金及び既裁定年金それぞれの前年度からの改定率を算定せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

- ・ 物価変動率 …… 0.4%
- ・ 名目手取り賃金変動率 …… 0.6%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 …… ▲0.2%
- ・ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 …… ▲0.3%



問題4. 確定給付企業年金制度における以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、確定給付企業年金法施行規則第五条に規定する「給付減額の理由」に関する記載である。  
以下の①～④の空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、( ① )に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること(次号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。)及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること(次号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。)を含む。)を行う必要があること。

二 実施事業所の経営状況の悪化又は( ② )により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること(リスク分担型企業年金開始変更又はリスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。)がやむを得ないこと。

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金(同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項又は第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を( ③ ) (確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第七号に規定する( ③ )をいう。)に充てること又は法第八十二条の二第一項の規定により、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の( ④ ) (同条第七項第一号ロに規定する( ④ )をいう。以下同じ。)に移換すること。

五 当該規約の変更がリスク分担型企業年金開始変更を内容とするものである場合において、変更後のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号イに規定する場合に該当することとなること又は該当することとなる蓋然性が高いこと。

六 当該規約の変更がリスク分担型企業年金終了変更を内容とするものである場合において、変更前のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号ロに規定する場合に該当していること又は該当する蓋然性が高いこと。

設問2. 確定給付企業年金法施行規則第五条第三号の「やむを得ないこと」の内容について、通知「確定給付企業年金制度について」に記載されている内容を簡記せよ。

設問3. 確定給付企業年金法施行規則第五条第五号の「該当することとなる蓋然性が高いこと」の内容について、通知「確定給付企業年金制度について」に記載されている内容を簡記せよ。

問題5. 次は、A事業所とB事業所が共同で実施している確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金でない制度）の財政決算の諸数値等である。当制度は、財政決算と同じ基準日で財政再計算を行い、事業所別に特別掛金およびリスク対応掛金を設定することを検討している。このとき以下の設問にそれぞれ解答せよ。公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行い、計算過程の金額の端数処理は百万円未満を四捨五入すること。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。（8点）

	制度全体	うち、A事業所分	うち、B事業所分
通常予測給付現価	2,600 百万円	1,400 百万円	1,200 百万円
標準掛金収入現価	900 百万円	500 百万円	400 百万円
純資産額	1,800 百万円	-	-
別途積立金	100 百万円	-	-
最低積立基準額	1,450 百万円	750 百万円	700 百万円
加入者数	190 人	100 人	90 人
給与（年額）	370 百万円	200 百万円	170 百万円

<前提>

- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
- ・財政再計算前は特別掛金およびリスク対応掛金を拠出していない。
- ・上表の別途積立金は当該財政決算の経理処理後の金額であり、財政再計算にあたり別途積立金は全額留保するものとする。
- ・財政再計算後の制度全体の数理債務は1,900百万円、財政悪化リスク相当額は700百万円とする。
- ・財政再計算後の特別掛金収入現価は未償却過去勤務債務残高と同額とする。
- ・特別掛金およびリスク対応掛金の算定にあたって、事業所ごとの按分に用いる比は、直前の財政検証（当該財政決算）時の値を使用する。
- ・受給権者は存在しない。
- ・特別掛金およびリスク対応掛金は元利均等で給与に対する掛金率を設定し、年1回期初払いで拠出する。なお、掛金適用日は財政決算日の翌日とし、掛金率はパーセント単位で小数点以下第2位を四捨五入して求める。
- ・既に2018年1月以降を計算基準日として財政再計算を実施済みである。

確定年金現価率：年1回期初払い

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
現価率	1.0000	1.9804	2.9416	3.8839	4.8077	5.7135	6.6014	7.4720	8.3255	9.1622

年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
現価率	9.9826	10.7868	11.5753	12.3484	13.1062	13.8493	14.5777	15.2919	15.9920	16.6785

設問1. A事業所およびB事業所の特別掛金率をそれぞれ求めよ。特別掛金の設定にあたっては、通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の「第三 財政計算時の特例 1 特別掛金の算定に係る原則的扱い」に規定される方法のうち、A事業所の拠出額が最小（制度全体の特別掛金に対してA事業所が拠出する割合が最小）となる方法とし、償却期間は最短期間とする。

設問2. A事業所およびB事業所のリスク対応掛金率をそれぞれ求めよ。リスク対応掛金の設定にあたっては、通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の「第三 財政計算時の特例 2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い」に規定される方法のうち、A事業所の拠出額が最大（制度全体のリスク対応掛金に対してA事業所が拠出する割合が最大）となる方法とする。また、リスク対応額は上限リスク対応額の半額とし、拠出期間は最短期間とする。なお、「上限リスク対応額」とは、確定給付企業年金法施行規則第四十六条の二第一項第一号に定める「リスク対応額」の上限をいう。

問題6. 退職給付会計に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」に規定する「割引率(数理上の仮定)」に関する記載である。以下の①～⑤の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

18. 割引率(数理上の仮定)

割引率の仮定の選定又は合理性について依頼主に助言を行うにあたって、会員は、IAS19の要求を考慮する。IAS19は、割引率は、測定日における( A )の市場の利回りを反映するものであり、そのような市場の厚みがない場合には、( B )の市場の利回りを反映するものであり、これらの債券は、employee benefit obligationの( C )及び見積り期間と整合していることを要求している。IAS19の要求を満たす割引率を得るために、会員が用いる方法として、例えば、次がある。

① イールドカーブ  
(略)

② イールドカーブに基づく単一の加重平均の割引率  
(略)

③ 代替的な方法

会員は、上述以外の代替的な方法を用いることが考えられる。その場合には、会員は、その方法の基礎となるデータと仮定、及び、その方法を適用することが適切である状況を理解する。代替的な方法では、測定日までの勤務期間に帰属される給付について予測されるキャッシュフローの( D )だけではなく、その形状(期間全体にわたって滑らかかどうか、凸凹しているかどうか)も考慮する。例えば、会員は、( E )を考慮して、専門家の合理的な判断に基づいて、②の単一の加重平均の割引率に近似する単一の割引率を提示することが考えられる。

設問2. 死亡率の将来の変化の取り扱いについて、日本の会計基準と国際会計基準の相違点を簡記せよ。

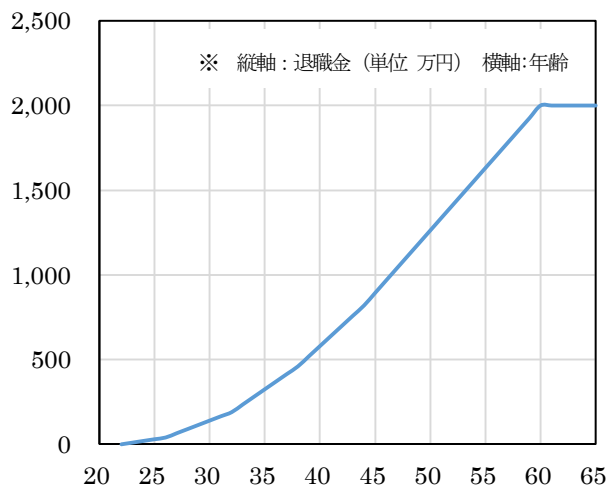
設問3. 企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準の適用指針」の「平均残存勤務期間の算定方法」に記載されている平均残存勤務期間の算定および見直しの方法についてその内容を簡記せよ。

問題7 ともに上場企業であるA社とB社が合併することになり、退職金・年金制度の統合について検討している。以下の情報を踏まえ、年金数理人としてアドバイスすべきことを述べよ。企業年金制度の設計・財政については、以下で与えられた数値も踏まえたアドバイスとすること。退職給付会計については、具体的な数値は考慮せず、定性的な影響について言及があればよい。（解答用紙3枚以内）（35点）

<前提>

○ A社について

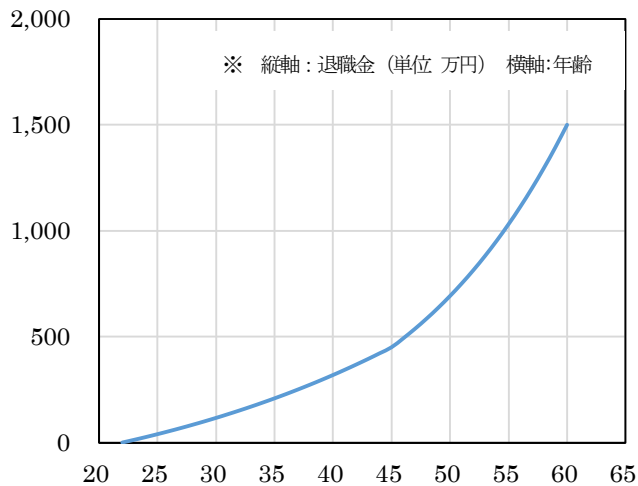
- ・従業員数は1,000人
- ・定年年齢は65歳
- ・退職金制度はポイント制。定年時のモデル給付額（一時金ベース）は2,000万円。自己都合退職による削減はない。モデル給付額は以下グラフのとおり。



- ・確定給付企業年金に関する諸数値は以下のとおりである。
  - 規約型で実施事業所はA社のみ
  - 退職金制度の50%移行
  - 予定利率は2.5%
  - 65歳到達で加入者の資格を喪失する。
  - 退職率は全体的に低めで新規加入年齢22歳の定常状態に近い人員構成
  - 年金は65歳支給開始・15年保証終身年金、給付利率は5.5%
  - 年金資産は13,100百万円、数理債務は11,900百万円（うち受給者4,000百万円）
  - 標準掛金額：年額190百万円、それ以外の掛金なし
- ・退職給付債務の期間帰属方法は、給付算定式基準（将来のポイントの累計を織り込まない方法）である。

○ B社について

- ・従業員数は700人
- ・定年年齢は60歳
- ・退職金制度は最終給与比例制。定年時のモデル給付額（一時金ベース）は1,500万円。55歳未満かつ勤続20年未満の自己都合退職の場合は削減があり、一律0.8掛けとなる。モデル給付額（自己都合退職の削減を反映する前のもの）は以下グラフのとおり。



- ・確定給付企業年金に関する諸数値は以下のとおりである。
  - 規約型で実施事業所はB社のみ
  - 退職金制度の80%移行
  - 予定利率は1.5%
  - 60歳到達で加入者の資格を喪失する。
  - 退職率は全体的に低めで新規加入年齢22歳の定常状態に近い人員構成
  - 年金は60歳支給開始・10年確定年金、給付利率は1.5%
  - 年金資産は3,200百万円、数理債務は4,600百万円（うち受給者400百万円）
  - 標準掛金額：年額140百万円、特別掛金額：年額130百万円、それ以外の掛金なし
- ・退職給付債務の期間帰属方法は、期間定額基準である。

- 統合後については以下の内容のみ決定しており、年金制度への移行内容については未定である。
  - ・退職金制度全体は合併前のA社の退職金制度と同じにする。
  - ・定年年齢は65歳とする。
  - ・確定給付企業年金の予定利率は1.5%とする。
  
- A社およびB社の意向は以下のとおりである。
  - ・運用リスク、将来の死亡率の改善によるリスクを抑制したい
  - ・業績が当面は良い見込みであり、5年程度はキャッシュアウトを増やしたい。合併後5年経過以降は企業年金の掛金拠出額が現在のA社とB社の合計額の1.5倍以内としたい。
  - ・合併前の制度設計による給付額との連続性を考慮し、合併前の期間に対応する部分について、適宜経過措置を設ける。
  
- A社の確定給付企業年金が現在の制度のまま予定利率を1.5%とした場合の数理債務等は以下のとおりである。
  - 数理債務は14,500百万円（うち受給者4,400百万円）
  - 標準掛金額：年額270百万円
  
- 各年金現価率は以下のとおりである。

	5.5%	2.5%	1.5%
65歳開始15年保証終身年金	148.59	195.53	216.69
15年確定年金	123.46	150.27	161.22